

## 英国の居住者に居住用財産の取得資金を贈与する場合の課税関係

税理士 高山 政信

### 〔事例〕

英国に居住する日本国籍を有するAは、英国の勤務先で幹部に登用されたことから英国での永住を考えて、我が国に居住している父親B（日本国籍）から居住用財産の取得資金の援助（贈与）をしてもらえないか考えている。その場合に住宅取得等資金に係る贈与税の特例の適用があるのか。

なお、Bは、英国に何らの財産も保有していないが、Bの米国勤務時の米国国内の預金口座に残っているものをAに贈与する予定である。

### 〔ポイント〕

英国の居住者に対する日本に居住する者（日本国籍を有する者）からの贈与に関するものである。次の項目に分けて検討する。

- 1 英国での贈与等の課税関係
- 2 日本での贈与等の課税関係
- 3 住宅取得等資金に係る贈与税の軽減
- 4 租税条約の適用関係

### 〔検討〕

#### 1 英国での贈与等の課税関係

##### (1) 概要

贈与については、被相続人の死亡前7年以内の被相続人による贈与に限って相続税の対象にされる。相続税は、被相続人の遺産財団又は英国に所在する財産について課税される。

被相続人が、英国に住所のある場合、課税される遺産財団の範囲は全世界である。課税財産は、遺産財団の価値である。

被相続人が英国に住所がない場合、英国の財

産についてだけ課税される。

相続税の適用上、住所の概念は、重要な期間について英国での居住も含まれる。具体的には、英国で20課税年度中17課税年度居住していた場合も、住所があるものとされる。

したがって、英国に住所のないBは、英国に財産を有していないことから英国での相続税の課税はなく、BからAへの贈与も、英国では課税されないことになる。

#### (2) 相続税の税率等

相続税の税率は、40%である。

2009/2010課税年度の非課税とされる課税財産の範囲は、32万5,000ポンドまでである。配偶者等の残余の余裕額は、第二次相続の場合の遺産財団の課税財産の算定上控除することができる。ただし、第二次相続が2007年10月9日後に発生した場合に限られている。

諸免税や諸控除は、生前の贈与及び死因による遺産財団の移行についても適用される。夫婦間の贈与は、免税である、しかし、免税は、贈与者が英国に住所があり、被贈与者が英国に住所がない場合は、5万5,000ポンドに限定される。

生前のすべての種類の家族信託に対する財産の移転は、一定の限定的な免除の適用を条件として、通常の税率の半分の税率で相続税が課税される。

#### (3) 相続税の対象とされる生前贈与の割合

生前の贈与について、相続税の課税される割合は、その年によって異なる。

① 3年以内：100%、② 3年超4年以内：80%、③ 4年超5年以内：60%、④ 5年超6年以内：40%、⑤ 6年超7年以内：20%。

## 2 日本での贈与等の課税関係

### (1) 概要

我が国の贈与税の課税財産の範囲は、納税義務者の区分ごとに異なっており、次の表のとおりである。

図表 納税義務者の区分別の課税財産の範囲

納税者の区分		課税される財産
無制限納税義務者	居住無制限納税義務者	取得したすべての財産
	非居住無制限納税義務者	
制限納税義務者		日本国内にある財産
相続時精算課税適用者		贈与に係る相続時精算課税適用財産

### (2) 特例制限納税義務者

我が国では、贈与税は贈与を受けた人が納税義務者となる。

非居住無制限納税義務者とは、贈与により財産を取得した個人が、その財産を取得したときにおいて日本国内に住所を有しない者で、かつ、日本国籍を有する場合（その個人又はその贈与に係る贈与者がその贈与の開始前5年以内において日本国内に住所を有したことがある場合に限られる。）をいい、贈与により取得した財産のすべてについて贈与税が課税される（相法1の4二、2①）。

したがって、本事例の場合、贈与者が日本国籍を有し、国内に住所を有することから、Bが英国に住所を有する場合であっても、すべての財産に対して贈与税が課税されることになる。

### 3 住宅取得等資金に係る贈与税の軽減

住宅取得等資金の贈与については、①住宅取得等のための時限的な贈与税の軽減（措法70の2①）、②相続時精算課税選択の特例（措法70の3）がある。

#### (1) 住宅取得等のための時限的な贈与税の軽減

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に直系尊属から居住用家屋等の取得等に充てるために金銭の贈与を受けた場合で一定の要件を満たすときには、その期間を通じて500万円までの贈与税が課税されないというものである（措法70の2①）。

#### (2) 相続時精算課税選択の特例

住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の

特例は、①住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例と②相続時精算課税制度における贈与税の住宅資金特別控除の特例がある。

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」とは、住宅の取得等に充てる資金を贈与により取得した場合には、これらの資金の贈与の贈与者である親が65歳未満であっても相続時精算課税を選択することができる（措法70の3）、というものであり、一方、「相続時精算課税制度における贈与税の住宅資金特別控除の特例」とは、住宅の取得等に充てる資金を贈与により取得した場合には、相続時精算課税制度に係る特別控除額（非課税枠）を3,500万円に拡大（1,000万円上乗せ）するというものである（措法70の3の2）。

### (3) 事例の場合の適用関係

贈与税に係る上記の居住用家屋等に係る課税の特例は、非居住無制限納税義務者であるBも特例の対象となる者に該当するが、要件とされる居住用財産等は、いずれも国内にあるものの取得のためと限定されているので、英国に所在する居住用財産の取得資金については、いずれの特例も適用されないことになる。

### 4 租税条約の適用関係

我が国と英国との間に相続税条約を締結していないので、それぞれの国内法どおりの課税関係となる。

### 5 まとめ

贈与者課税の英国に居住するBは、日本に居住するAから居住用財産の取得のための資金を贈与されても、英国での課税はないが、我が国においては当該資金が国外にあったとしても、Bは、非居住無制限納税義務者に該当するので課税されることになる。

また、住宅取得等資金に係る贈与税の軽減についても、それらの特例等は、国内に所在する居住用財産に係るものに限定されており、Bが取得するのは国外の居住用財産なので、特例等の適用もないことになる。